

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起と同日が休日は、
翌日を當日とする)

目

次

◇告

示

解除予定の保安林

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地整理事業の認可

◇公安告示

風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第六百十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二、縦覧に供する期間

土地改良事業計画書及び定款の写し

昭和五十一年八月十八日から二十日間

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和五十一年五月十七日付けで米子市古市五一一番地牧茂富ほか十五人の者から申請のあつた米子市成実土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十七日

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡国府町大字菅野字坂畠七五の二、七五の五、七五の八、七五の九、七五の一三、七五の五一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る)、七五の一、七五の九、七五の一〇、七五の第一二、七五の第四二
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十三号

昭和五十一年五月十七日付けで米子市古市五一一番地牧茂富ほか十五人の者から申請のあつた米子市成実土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第六項の規定により、

三 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良（泊地区樹園地農道網整備）事業の変更計画を定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月十八日から二十日間

鳥取県告示第六百十六号

昭和五十一年七月五日付けで河原町から申請のあつた土地改良（六日市

地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県告示第六百十五号

昭和五十一年六月三日付けで河原町から申請のあつた土地改良（天神原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和51年8月17日 火曜日

鳥取県公報

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年八月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第六百十七号
- 昭和五十一年七月五日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（東山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十一年八月十七日
- 鳥取県知事 平 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年八月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申出

- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 昭和五十一年八月十八日から二十日間
- 鳥取県告示第六百十九号
- 昭和五十一年七月二十三日付けで福部村から申請のあつた土地改良（県青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十一年八月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

(第三種郵便物認可)

昭和51年8月17日 火曜日

鳥取県公報

地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県住宅供給公社
理事長 平林鴻三

二 事業施行期間
昭和五十一年八月十七日から昭和五十三年三月三十日まで

三 施行地区
鳥取市吉成字下池田、字東土崎、字財ノ木及び字上池田の各一部

四 土地区画整理事業の名称
吉成団地地区画整理事業

五 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県住宅供給公社

六 施行認可の年月日
昭和五十一年八月十二日

七 事業年度
昭和五十一年度及び昭和五十二年度

八 公告の方法
鳥取県住宅供給公社の掲示板に掲示する。

鳥取県告示第六百二十号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、吉成団地地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

一 施行者の住所及び名称
鳥取市東町一丁目二七一番地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規

00410

5 昭和51年8月17日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第4774号 (第三種郵便物認可)

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十一年八月二十六日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室 (県庁本庁舎七階)

二 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目三五番地 安原敬子